解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年七月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十五日

東京都中央区日本橋室町四丁目三番地五号
特定非営利活動法人中国緑化と自然環境改善を支援する会　清算人　広田　健助

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年八月十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十五日

兵庫県淡路市大町畑二三五番地
特定非営利活動法人ネイチャー・アソシエイション　清算人　交告　尚史

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月二十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十五日

秋田県秋田市山王四丁目四番一四号
社団法人秋田県高齢者福祉支援協会
清算人　藤村　辰雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年八月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十五日

東京都板橋区小茂根三丁目九番八―二〇四号
特定非営利活動法人日本アフリカ学生会議
代表清算人　多々見　徹

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により平成二十二年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十五日

横浜市西区東久保町二九番一一号
財団法人東久保町会館
代表清算人　和田　泰次

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年七月三十日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十五日

長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷四八三番地
清算法人赤木ヶ原土地改良区
代表清算人　池田　昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月二十七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十五日

鹿児島県大島郡与論町大字麦屋五二六番地
つどいセンター海内
特定非営利活動法人つどいセンター海を支える会　清算人　田畑　剛俊

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月三十一日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十二年九月十七日福島県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十五日

福島県郡山市湖南町福良字上川原八三八六の七番地
学校法人湖南学園
清算人　齋藤　初子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十五日

東京都港区芝五丁目二六番二〇号建築会館内
財団法人震災予防協会
代表清算人　伯野　元彦

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年九月一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十五日

大分県宇佐市院内町副八五九番地の一
農事組合法人副畜産組合
清算人　浦田　學

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十二年九月三十日宮崎県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十五日

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井一三番地
高千穂町土地開発公社
清算人　内倉　信吾

配当公告

石川県能美市出口町イ二六番地
破産者　株式会社東組

右の者に対する金沢地方裁判所小松支部平成二十一年（フ）第一七一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二四三、〇四六、六九二円

（うち優先債権額　金一、四三四、〇六九円）

一、配当することのできる金額
金二九、八〇二、二六九円

（うち優先債権額　金一、四三四、〇六九円）

平成二十二年十月二十五日

石川県小松市小馬出町二七番地六
破産管財人　弁護士　加藤　喜一

配当公告

大阪市中央区東平二丁目五番四号
破産者　一栄住宅株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成九年（フ）第二九六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一三、六一四、一九九、〇七三円

一、配当することのできる金額
金一九、四六八、三〇二円

平成二十二年十月二十五日

大阪市北区天神西町五番一七号アクティ南森町五階
破産管財人　東　幸生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区大井七丁目四七〇一番地、最後の住所群馬県吾妻郡高山村大字中山六八五九番地一八六グループホーム高山の家
被相続人　亡　浅井　秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十五日

群馬県渋川市石原五六番地三
相続財産管理人　司法書士　清水　敏晶

第13期決算公告　平成22年10月25日

東京都豊島区南池袋二丁目27番17号
株式会社グラツィア
代表取締役　南代　鮎美

貸借対照表の要旨（平成22年2月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	130,638
	固定資産	51,600
	合計	182,239
負債及び純資産の部	流動負債	107,605
	固定負債	23,795
	株主資本	50,838
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,838
	別途積立金	1,000
	その他利益剰余金	39,838
	（うち当期純利益）	(6,218)
	合計	182,239